

水道メーター取替等業務委託（土庄町豊島）特記仕様書

本特記仕様書は、委託者 香川県広域水道企業団（以下「甲」という。）が委託する、土庄町豊島における水道メーター（以下「メーター」という。）の取替等業務の実施について、標準仕様書の特記事項を定めるものとする。

特記事項 1

標準仕様書 2（1）検定満期メーター取替業務（定期）

標準仕様書に記載する内容に、次の項目を追加する。

- ア 甲から支給される受託者証又は身分を称するものを必ず携帯し、使用者等から請求を求められた時は、開示すること。
- イ メーター取替時は、給水装置の取扱いに注意し、メーター取替後、メーターの逆付け・弁栓の開け忘れ・漏水等がないか十分に確認し、空気抜きを行うこと。
- ウ メーター取替時に漏水が発見された場合は、甲の指示がある場合を除き取替えを行わないこと。ただし、使用者等が漏水の発生を認識し、かつメーター取替えによる漏水でないことを確認した場合は取替えを実施すること。
- エ 旧メーター指示数と新メーター番号を確認し、メーター取替伝票に必要事項を記載すること。また、使用者等に作業が終了した旨を報告するとともに、使用者等宅に「水道メーター取替について（お知らせ）」を投函すること。ただし、投函先の指示がある場合はその指示に従うこと。
- オ 撤去したメーターは、水洗い等により口径、メーター番号等が判別できるようにし、適切に保管すること。取替後の報告は、甲と日程調整の上、取替業者別に取替伝票と撤去メーターを合わせて、取替した月の甲が指定する日に持参するものとする。メーター取替伝票の記載内容に誤りがある場合は、速やかに甲へ報告すること。なお、未取替えの取替伝票がある場合は、全て提出すること。
- カ 取替メーターの取替伝票の指針の記載においては、小数以下を切り上げて記載すること。
- キ 取替え終了後に出水不良・メーター逆付け・施工不良等が発生した場合は、使用者等への説明及び修繕等の対応を行うこと。その際の費用は、乙の負担となるものとする。

特記事項 2

標準仕様書 2（2）検定満期メーター取替業務（随時）

本業務は、委託業務に含めない。

特記事項 3

標準仕様書 2（3）再開栓のメーター取付け

本業務は、委託業務に含めない。

特記事項 4

標準仕様書 2（4）メーター撤去業務

本業務は、委託業務に含めない。

特記事項 5

標準仕様書 2 (5) メーター位置及びその他の改良業務

本業務は、委託業務に含めない。

特記事項 6

標準仕様書 2 (6) メーター管理業務

本業務は、委託業務に含めない。

特記事項 7

標準仕様書 3 水道メーター等取替時及び取替後漏水における給水管等の修理

詳細は、次のとおりとする。

メーター取替え後2回目の検針日までに、同メーター取替えに伴う漏水等の連絡があった場合（取替後2回目の検針において、同メーター取替えに伴う漏水等を発見した場合を含む）は、現地を確認の上、明らかにメーター取替が原因で漏水した場合は、甲の現地確認及び承認を得た上で乙の負担において、速やかに修理等必要な措置を講じること。